

令和 7 年 4 月 定例総会議事録

日 時 令和 7 年 4 月 30 日（水） 午後 4 時 00 分～午後 5 時 00 分

場 所 小林市役所 第 1 別館 大会議室

農業委員

会長	瀬戸山博好	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	上仮屋博	6	小畠利春	7	大山竹子	8	高田春男
9	田原尚紀	10	河野雄二	11	種子田勝	12	谷之木信弘
13	新田敏文	14	大部実男	15	下沖秀人	16	池井周造
17	石川文男	18	長瀬茂弘	19	松田まり子		

農地利用最適化推進委員

20	上原 都由子	21	渕上 憲明	22	井 野 実	23	高 岩 昭 市
24	下 村 勲	25	指 宿 浩 利	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	牟田奈穂子	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	荻 野 忠 義	34	大久津和幸	35	新 竹 正 男
36	武 田 善 昭	37	福 本 正 三	38	園 田 友 弘		

欠席 武田 善昭委員

事務局

事務局長	村岡浩二	主 幹	藤崎浩一	主 幹	山中 猛	主 幹	宮永昌和
主 査	池田尚樹	主 査	橋谷理己				

議 題

報告第 6 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知について
報告第 7 号 農用地利用集積等促進計画の変更について

議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について
議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画について（貸借権）
議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画について（所有権）
議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転設定許可申請書進達について
議案第 32 号 非農地証明願承認について

開議 午後 4 時 00 分

事務局 皆様、こんにちは。

委員 こんにちは。

事務局 それでは定例総会を始めたいと思います。本日の定例総会は農業委員 19 名、推進委員 18 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 4 月の行事実績及び 5 月の行事予定を報告します。

(4 月の行事実績及び 5 月の行事予定の報告)

それでは、開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 はい、皆様こんにちは。只今より小林市農業委員会、令和 7 年 4 月期の定例総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

事務局 本日は報告が第 6 号から第 7 号 8 件、議案が第 27 号から第 32 号の 42 件、合計 50 件でございます。それでは、農業委員会規則第 6 条により瀬戸山会長に議長をお願いします。

議長 はい、議事に入る前に今月の議事録署名を 11 番種子田委員、14 番大部委員にお願いします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので、議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告第 6 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
下記のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったから報告する。

(報告第 6 ～ 7 号朗読)

議長 ありがとうございました。只今報告がございましたが、なにかご質問ご意見等がございましたら挙手をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは議事に入ります。

議案第 27 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 27 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があった
から許可するものとする。

(議案第 27 号 1 番朗読 他 1 件省略)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 今月の農地法 3 条・農地利用集積計画の事前審査を第 2 小委員会に付託されましたので、4 月 17 日に会長同席のもと審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。

議案第 27 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借です。

1 番、農業者年金受給のため。10 年間、再設定です。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。

報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 今月の野尻町区分の農地法 3 条・農地利用集積計画の事前審査を第 1 小委員会に付託されましたので、4 月 17 日に会長同席のもと審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。

議案第 27 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借です。

2 番、農業者年金受給のため。20 年間、再設定です。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。

報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 27 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について賛成

の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。
続きまして、議案 28 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題といたします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 28 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 28 号 1 番朗読 他 13 件省略)

議長 ありがとうございました。

議長 それでは審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

14 番 議案第 28 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転です。
番号 1 番、父から贈与を受けるものです。
番号 2 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 69,156 円。
番号 3 番、申請地を購入し、営農を行う。10a あたり 81,274 円、営農計画書添付です。
番号 4 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 134,693 円。
番号 5 番、申請地を購入し、営農を行う。10a あたり 252,680 円、営農計画書添付です。
番号 6 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 116,333 円。
番号 7 番、母から贈与を受けるものです。営農計画書添付です。
番号 8 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 276,406 円。
番号 9 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 454,053 円。
番号 10 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 394,322 円。
番号 11 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 130,166 円。
番号 12 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 254,582 円。
番号 13 番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり 92,050 円。

番号 14 番、隣接地を購入し、利便性を図る。10a あたり 126,646 円。
審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 28 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。

続きまして、議案第 29 号、農用地利用集積等促進計画について貸借権を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 29 号、農用地利用集積等促進計画について

下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条11項の規定による農用地利用集積等促進計画（貸借権）を作成したので計画通り承認する。

(議案第 29 号 1 番朗読 他省略)

議長 はい、ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 小林地区は計 12 件、田 27,403 m²、畑 17,746 m²、計 45,149 m²。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 野尻地区は計 8 件、田 18,826 m²、畑 27,894 m²、計 46,720 m²。

審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 29 号、農用地利用集積等促進計画について、賃貸借権について計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。

続きまして、議案第 30 号、農用地利用集積等促進計画について所有権を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 30 号、農用地利用集積等促進計画について

下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条11項の規定による農用地利用集積等促進計画（所有権）を作成したので計画通り承認する。

(議案第 30 号 1 番朗読 他省略)

議長 はい、ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

5 番 合計 2 件、畑 10,687 m²、計 10,687 m²。

審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 30 号、農用地利用集積等促進計画について所有権を計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。
続きまして、議案第 31 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 31 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 31 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 今月の 5 条・非農地証明の事前審査を第 3 小委員会に付託されました。
4 月 18 日に会長同席のもと審査会を実施しました。議案ごとに報告をします。
議案第 31 号、農地法 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてです。
転用の理由は、住宅敷地、車庫、農機具倉庫でございます。
審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。
以上、報告終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 31 号、農地法 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定します。
続きまして、議案第 32 号、非農地証明願承認についてを議題をします。

事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 32 号、非農地証明願承認について
下記のとおり、非農地証明願があったから承認するものとする。

(議案第 32 号 1 番朗読 他 2 件省略)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案 32 号、非農地証明願の承認について。
1 番、北西方 入佐でえびの市との境です。植林されて 50 年を経ていると思われます。
2 番、須木下田です。所有者は尼崎市に住んでおり、農業はできないとのこと
です。現場に行く道路は無く、昔は川沿いを歩いていたそうです。
3 番、東方谷之木です。集落内の道路です。農地台帳では畑となっていました。
審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。
以上、報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 32 号、非農地証明願承認についてを承認することに賛成の方は挙手をお
願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定いたします。
以上で議事を終了します。お疲れ様でした。

午後 5 時 00 分 閉議

令和 7 年 4 月 30 日定例総会

議事録署名

_____ 印

_____ 印